



過半数代表選挙は良く考えて投票しよう

過半数代表者って何だろう? 何をするのだろう?

2月に入り、新潟支社内の各事業場において労働基準法や労働安全衛生法等に基づいて、過半数代表者を選出するための選挙が実施されています。

誰に投票するかは労働者が自由に決められ、誰からも指示されるものではありませんが、労働条件に関わる協定類の締結を任せる代表者として誰が相応しいのかをよく考えて投票を行いましょう!



過半数代表者とは?

- 過半数代表者とは、職場の労働者の過半数で組織する労働組合がない場合に、労働者の意見を取りまとめる代表者です。
- 過半数代表者の役割は、労使協定や就業規則等の締結や改定、意見聴取などです。
- 労使協定等は労働組合が締結をしますが、新潟支社内では過半数で組織する労働組合がないため、労働者の過半数を代表する者がその役割を担います。
- 現在行われている選挙は、この過半数を代表する者を選出するためのものです。

労使協定とは? 36協定とは?

- 労使協定とは、使用者と労働者との間で締結する書面による協定です。**過半数で組織する労働組合があれば、労働組合が締結します。**
- 時間外・休日労働に関する協定(36協定)、賃金から法定控除以外の控除を行うための協定(24協定)などが労使協定の代表的なものです。
- 労働協定のうち、時間外労働や休日労働にかかわる協定を36協定(サブロクキョウテイ)といいます。労働基準法第36条に基づいているため36協定と呼ばれます。
- 労働基準法では1日8時間、週40時間までを上限とする法定労働時間が定められて、これを超えて就業させることは出来ません。
- 労使間で36協定を締結して届出を行うことで、「法定労働時間を超えて労働をさせること」「法定休日(JR東日本では「公休日」)に出勤させること」が可能となります。36協定なしで、これらのことをさせることはできません。

東日本ユニオンに加入しよう!